日本工業標準調査審議を経て、平成24年3月25日に下記の日本工業規格を廃止したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成24年3月26日

経済産業大臣　枝野　幸男

記

廃止された日本工業規格

化学物質等安全データシート（MSDS）－内容及び項目の順序　Z7250

GHSに基づく化学物質等の表示　Z7251

日本工業標準調査審議を経て、平成24年3月25日に下記の日本工業規格を確認したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成24年3月26日

経済産業大臣　枝野　幸男

国土交通大臣　前田　武志

記

確認された日本工業規格

建築材料及び建築構成部分の摩耗試験方法（回転円盤の摩擦及び打撃による床材料の摩耗試験方法）　A1451

公　聴　会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第一項の規定に基づき、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。

平成二十四年三月二十六日

関東経済産業局長　照井　恵光

一　件名

1　東京ガス山梨株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会

2　銚子瓦斯株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会

二　期日

1　前号1の事案　平成二十四年四月十七日　午後二時から

2　前号2の事案　平成二十四年四月十八日　午後二時から

三　場所

1　第1号1の事案　甲府商工会議所　会議室（〒400－0031（山梨県甲府市相生二丁目二番十七号））

2　第1号2の事案　銚子商工会議所　第1会議室（千葉県銚子市三軒町十九番地四）

四　事案の要旨

1　第1号1の事案　一般ガス供給約款の変更（総括原価見直しによる料金改定）

2　第1号2の事案　一般ガス供給約款の変更（総括原価見直しによる料金改定）

3　詳細は、関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1　さいたま新都心合同庁舎1号館）並びに第1号1の事案については東京ガス山梨株式会社（山梨県甲府市北口三丁目一番十二号）、第1号2の事案については銚子瓦斯株式会社（東京都中央区日本橋箱崎町七番1号）及び銚子瓦斯株式会社銚子営業所（千葉県銚子市内浜町千六百三番地）において閲覧に供する。

五　その他

1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び職名）及び意見の概要を記載した関東経済産業局長あての意見陳述届出書（1人1通に限る。）を作成し、封筒の表に「○○関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、第1号1の事案については、平成二十四年四月二日までに、第1号2の事案については、平成二十四年四月三日までに関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号三三〇－九七一五　埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1　さいたま新都心合同庁舎1号館）に到達するよう提出すること。

なお、意見陳述の届出が多数の場合は、関東経済産業局長が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。

2　傍聴を希望する者は、郵便往復はがき（住所、氏名及び「○○関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、1人1通に限る。）により、第1号1の事案については、平成二十四年四月二日までに、第1号2の事案については、平成二十四年四月三日までに関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号三三〇－九七一五　埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1　さいたま新都心合同庁舎1号館）に到達するよう申し込むこと。

なお、傍聴申込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。

3　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。

4　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

様式

意見陳述届出書

関東経済産業局長　殿

届出者　氏名（ふりがな）　（郵便番号）

住所　（電話番号）

職業

○○申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考

1　届出書の用紙の大きさは、できる限りＡ４とすること。

2　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。

3　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。

資　料

財務省

平成24年1月中国際収支状況（速報）

（単位：億円、％）

項目	1月	前月	前年同月
貿易・サービス収支	−14,747	−3,002	−4,753
（対前年同月比）	（210.3）	（　―）	（　―）
貿易収支	−13,816	−1,458	−3,994
（対前年同月比）	（245.9）	（　―）	（　―）
輸出	43,536	54,435	47,577
（対前年同月比）	（−8.5）	（−7.0）	（2.9）
輸入	57,352	55,893	51,571
（対前年同月比）	（11.2）	（9.8）	（15.7）
サービス収支	−930	−1,544	−758
所得収支	11,326	7,005	10,931
経常移転収支	−952	−968	−707
経常収支	−4,373	3,035	5,472
（対前年同月比）	（　―）	（−74.7）	（−38.0）
投資収支	362	7,482	−15,717
直接投資	−7,305	−9,228	−2,648
証券投資	16,089	8,897	78,058
（証券貸借取引を除く）	（−15,300）	（15,918）	（61,540）
金融派生商品	682	29	499